



三重県公報

令和3年4月30日 (金)

第 204 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
102	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 企 画 課)	3
103	三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則	(同)	12
104	三重県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	39
105	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	39
告 示			
294	地方自治法施行令第158条第1項の規定による寄附金の収納事務の委託	(税 務 企 画 課)	40
295	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(地 域 福 祉 課)	40
296	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	40
297	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	40
298	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	41
299	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 が い 福 祉 課)	41
300	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師から指定の辞退の届出	(同)	41
301	令和3年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市 町 行 財 政 課)	41
302	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	42
303	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(同)	43
304	同件	(同)	43
305	保安林の指定を解除する予定	(治 山 林 道 課)	45
306	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(同)	45
307	同件	(同)	45
308	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下 水 道 事 業 課)	46
議 会 訓 令			
3	三重県議会公文書管理規程の一部を改正する訓令	(県 議 会)	46
公 告			
	令和3年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬 務 課)	47
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	48
	同件	(同)	49
	同件	(同)	50
	同件	(同)	50
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	51
	同件	(同)	51
	同件	(同)	51
	同件	(同)	51

基本測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	51
建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧 開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	52
	(同)	52
特 定 調 達 公 告		
一般競争入札を行う旨	(農産物安全・流通 課)	52
随意契約の相手方を決定した旨 同伴	(税 務 企 画 課)	55
	(スマート改革推進 課)	56

規 則

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年四月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第百二号

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「その受領印」を「受取人の署名等」に改める。

第二号様式の四、第六号様式、第七号様式、第七号様式の六、第七号様式の十及び第十五様式中「㊟」を削る。

第十五様式の二を次のように改める。

第 1 5 号様式の 2 (第 1 5 条の 2 関係)

納 税 証 明 書 交 付 申 請 書				年	月	日	
具 税 專 務 所 長 宛て 自 動 車 税 專 務 所 長							
納 税 者 又 は 義 務 者 (特別徴収義務者)	住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 連絡先電話番号	代理人 住所 氏名 連絡先電話番号 自動車販売店名等 (自動車税種別割の場合)	代理人による申請の場合は下欄に記入してください。				
使用の目的		証明書の申請枚数					
上記目的に使用するため下記事項につき証明を申請します。							
年度	税目	期別/事業年度	税区分	納付すべき額	納付税額	未納税額	法定納期限等
その他							
第 号				証紙貼り付け欄		証紙貼り付け欄	
証紙貼り付け額				本人(代理人)確認方法 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他()		確認・発行者	

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

- 注 1 代理人による申請の場合は、委任状等を提出してください。
- 2 県税事務所の窓口に来所した際には、運転免許証等来所者本人であることが確認できるものを提示してください。
- 3 最近納付（納入）した場合は、領収証書（原本）を持参してください。
- 4 この申請書は、地方税法第20条の10の規定による納税証明書の交付申請について使用してください。

第二十号様式、第二十号様式の二、第二十号様式の四及び第二十一号様式中「㊟」を削る。
第二十五号様式を次のように改める。

第 2 5 号様式 (第 2 2 条関係)

		送達番号	
交 付 送 達 簿			
下記のとおり送達しました。		年 月 日	
		県税事務所	
		(送達者) 徴税吏員	印
送達を受けるべき者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名称)		
書類名			
受取人署名			
送達した場所			
送達した年月日	年 月 日	時 分	
備考			

注 1 この送達簿は地方税法第20条第1項（書類の送達）に規定されている書類を、同条第2項に規定する交付送達又は同条第3項に規定する交付に代えて行う行為により送達する場合に使用する。

- 2 「送達した年月日」欄には送達した年月日及び時刻を記載する。
- 3 「備考」欄には次の事項その他必要と認められる事項を記載する。
 - ア 書類の送達を受けるべき者以外の者に書類を交付した場合は、その旨及び書類の送達を受けるべき者との続柄又は関係を記載する。
 - イ 書類を差し置いて送達した場合は、その旨並びに書類を差し置いた場所及び差し置いた理由を記載する。
 - ウ 書類を受領した者が署名を拒んだ場合は、その旨及び理由を記載する。
 - エ 書類の送達を受けるべき者と納税義務者又は滞納者が異なる場合には、その者の氏名を記載する。


(規格 A 4)

第二十六号様式中「㊦」を削る。

第二十九号様式の二を次のように改める。

第 39 号様式の 2 (第 30 条の 2 関係)

(表)



受付印

年 月 日

県税事務所長 宛て

所在地
氏 名

県民税利子割に係る営業所等設置等届出書

県民税利子割の申告納入について、三重県県税条例第37条の7の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届 出 事 由		1 新設	2 異動	3 廃止	4 利子等の種別の変更								
新 設 等 年 月 日		年 月 日			〔異動事由〕								
営 業 所 等	所在地	〒 電話 ()											
	店舗名												
特別徴収義務者番号※		┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	※金融機関共同コード	
法 人 番 号		┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	
利 子 割 の 納 入 方 法	1 店舗毎に納入する 場合の利子等の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		13	14	15	16	17	18	19					
	2 本店等にて一括納入する 場合の利子等の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		13	14	15	16	17	18	19					
	3 (一括納入する) 本店等	所在地	〒 電話 ()										
		店舗名											
特別徴収義務者番号※		┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	※金融機関共同コード	
法 人 番 号		┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	
備考													

(裏)

〔記入要領〕

- 1 この届出書は、店舗の新設、異動、廃止又は納入種別の変更があつた場合に各県税事務所に提出してください。

なお、届出書は本店、本部から提出することができます。

2 記入方法

	記 入 欄	記 入 内 容	新 設	異 動	廃 止	利種 子別 等変 更の更
1	届出事由	該当項目を○で囲む	○	○	○	○
2	新設等年月日	種別の変更の場合は納入開始年月日を記入	○	○	○	○
3	異動事由	店舗の所在地、名称等が変更の場合に記入	—	○	—	—
4	営業所等	店舗の所在地、名称等を記入	○	○	○	○
5	特別徴収義務者番号	金融機関コード4桁、店舗コード3桁記入	○	○	○	○
6	利子割の納入方法	納入方法別に利子等の種類等を記入	○	—	—	○

(注意) ○……記入する。

—……記入しない。

3 利子割の納入方法

次の納入方法のいずれかを選択し、該当欄に記入してください。

- ① 店舗毎に徴収した税額を納入する方式
- ② 本店等にて一括して納入する方式
- ③ ①②の併用方式

利子等の種類は、下記より選択し、該当する番号を○で囲んでください。

1 特定公社債以外の公社債の利子	11 特定目的信託の社債的受益証券の収
2 銀行預金利子	益の分配で公募以外のもの
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	12 国外私募公社債等運用投資信託等の
4 勤務先預金等の利子	収益の分配
5 合同運用信託の収益の分配	13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
6 公社債投資信託のうち公募公社債投	14 定期積金の給付補てん金
資信託以外の収益の分配	15 掛金の給付補てん金
7 郵便貯金利子	16 抵当証券の利息
8 国外一般公社債等の利子等	17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差	18 外貨建預貯金等の為替差益
益	19 一時払養老保険・一時払損害保険等
10 私募公社債等運用投資信託の収益の	の差益
分配	

第四十号様式から第四十号様式の三まで、第四十一号様式の二、第四十二号様式、第四十二号様式の二、第四十五号様式から第四十六号様式まで、第四十七号様式の二及び第四十九号様式中「㊟」を削る。

第四十九号様式の四中「㊟」を削る。

第五十号様式、第五十一号様式、第五十二号様式、第五十四号様式、第六十号様式、第六十五号様式、第六十七号様式、第七十号様式、第七十三号様式から第七十五号様式まで、第七十七号様式及び第八十六号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県税条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている届出書等は、改正後の三重県税条例施行規則に基づいて提出されている届出書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年四月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第百三号

三重県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則

三重県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則(昭和三十四年三重県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「㊟」を削る。

第五号様式から第七号様式までを次のように改める。

第 5 号様式 (第 2 条関係)

(動産、有価証券用)

年 月 日										
三重県総務部 徴税吏員 三重県 事務所 徴税吏員										
差 押 調 書										
別紙「処分理由」により、下記の財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。										
滞納者	住(居)所									
	氏 名									
滞納金額	年度	期別	税 目	納期限督促等 年月日	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費		計
				・ ・	円	円	円	円	円	円
				・ ・						
				・ ・						
				・ ・						
				・ ・						
	計									
差押財産	(名称、数量、性質、所在等)									
滞納処分のための 検索した場所又は物					検索日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで				
上記の検索に立ち会い差押調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人 ()										
差押調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。 年 月 日 滞納者 第三者 ()										

国税徴収法第60条第1項の規定により、上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じ、使用収益を許可します。(理由) 年 月 日 (滞納者又は第三者) 様	三重県総務部 徴税吏員 三重県 事務所 徴税吏員 ㊟
上記差押財産の保管に同意します。 年 月 日 (第三者)	

(注) 上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この調書作成の日までの分を概算したものです。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内と地方税法第19条の4に規定する期間とのいずれか早く経過する期間内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別 紙

処 分 理 由

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

- 一 この調書は、国税徴収法第54条に規定する動産又は有価証券の差押の場合に使用する。
- 二 「差押財産」欄には、差押財産の名称、数量、性質、所在等を記載するほか、同法第60条第2項の規定により、滞納者又は第三者に保管させた場合に表示する封印の貼付場所及び使用枚数を明らかにすることに留意する。
- 三 「滞納処分のために搜索した場所又は物」欄、「搜索日時」欄及び立会人の署名（記名を含む。以下同じ。）欄は、同法第142条の規定に基き、搜索をした場合のみ記載し、搜索を必要としない差押の場合には記入を要しない。
- 四 立会人の署名欄の括弧書は、立会人の搜索を受けた者との続柄を記載する。立会人が署名をしないときは、その旨を記載する。
- 五 搜索を受けた者の差押調書受領欄は、受領者について四と同様に記載する。
- 六 差押後、差押財産の保管を命令する相手方は、滞納者又はその財産を占有する第三者であるから注意する。なお、第三者であるときは、同意欄に署名をとり同法第60条第1項ただし書の規定による同意の旨を明らかにする。
- 七 保管を命ずる欄の余白に、保管命令を行った理由を記載する。ただし、保管者が第三者の場合で同意欄の署名を得られたときは理由の記載は必要ない。
- 八 この調書は、次のとおり必要枚数を調整する。

1 総務部、県税事務所又は自動車税事務所の正本	1 通
2 搜索の立会人に交付する謄本	立会人の数に応ずる枚数
3 滞納者に交付する謄本	1 通
4 搜索を受けた第三者に交付する謄本	1 通

この場合、滞納者又は搜索を受けた第三者が立会人であれば、それぞれ3、4を省略できる。
- 九 別紙「処分理由」欄は、個々の事案ごとに具体的な事実関係に基づく処分理由を記載する。

第 6 号様式 (第 2 条関係)

										番号		
(債権用)	年 月 日											
	徴税吏員 三重県知事										印	
	三重県総務部 徴税吏員										印	
	三重県 事務所 徴税吏員 所長										印	
	三重県 事務所 徴税吏員										印	
差 押 調 書												
<p>別紙「処分理由」により、下記の財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。</p> <p>なお、この差押後は下記財産の取立てその他の処分をすることができません。</p>												
滞 納 者 (債権者)	住(居)所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納期限 督促等 年月日	税 額	延滞 金額	加算 金額	滞納処 分 費		計		
				・ ・ ・	円	円	円	円	円	円		
				・ ・ ・								
				・ ・ ・								
				・ ・ ・								
				・ ・ ・								
	計											
差 押 債 権	債務者	住(居)所										
		氏 名										
履 行 期 限				年 月 日								

差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。 年 月 日 <div style="text-align: right;">()</div>
債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。 年 月 日 <div style="text-align: right;">()</div>

(注) 上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この調書作成の日までの分を概算したものです。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内と地方税法第19条の4に規定する期間とのいずれか早く経過する期間内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別 紙

処 分 理 由

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

- 一 この調書は、国税徴収法第54条に規定する債権の差押の場合に使用する。滞納者に交付する謄本はこのままでよいが、総務部、県税事務所又は自動車税事務所用の正本については、「この差押債権の取立その他の処分を禁じます。」を抹消して使用する。
- 二 差押調書謄本受領欄及び債権差押通知書受領欄の括弧書は、それぞれ滞納者又は第三債務者との続柄を記載するが、郵便により送達したときはこれらの欄の記載を必要としない。
- 三 この調書は、債権差押通知書と複写で必要枚数を調整する。
- | | |
|---------------------------------------------------------|-----|
| 1 総務部、県税事務所又は自動車税事務所の正本 | 1 通 |
| 2 滞納者に交付する謄本 | 1 通 |
| 3 移転につき登録を要するもの又は抵当権等により担保される債権を差押えた場合は、その登記（録）嘱託に必要な謄本 | 2 通 |
| 4 債権差押通知書 | 1 通 |
- 四 この調書の名義は、次のとおりとする。
- 1 三重県県税条例第6条の2第1項第5号に規定する「知事の指定する徴収が特に困難な徴収金」（以下「指定徴収金」という。）で事前に債権が特定されている場合 「徴税吏員
三重県知事 関」
 - 2 指定徴収金で徴税吏員が調査等を行い、その場で債権を特定した場合 「三重県総務部
徴税吏員 関」
 - 3 県税事務所又は自動車税事務所ですべて事前に債権が特定されている場合 「三重県 事務所
徴税吏員 所長 関」
 - 4 県税事務所又は自動車税事務所ですべて徴税吏員が調査等を行い、その場で債権を特定した場合 「三重県 事務所 徴税吏員 関」
- 五 別紙「処分理由」欄は、個々の事案ごとに具体的な事実関係に基づく処分理由を記載する。

第 7 号様式（第 2 条関係）

（不動産、無体財産権等用）

										番号		
										年	月	日
										徴税吏員	三重県知事	印
										三重県総務部	徴税吏員	印
										三重県事務所	徴税吏員	印
										三重県事務所	徴税吏員	印
										差 押 調 書		
別紙「処分理由」により、下記の財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。												
滞納者	住（居）所											
	氏 名											
滞納金額	年度	期別	税 目	納期限督促等年月日	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費			計	
				・	円	円	円	円	円	円		
				・								
				・								
				・								
				・								
計												
差押財産	(名称、数量、性質、所在等)											
差押調書謄本又は差押書（滞納者あて）を受領しました。 年 月 日 ()												
差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。 年 月 日 ()												
										連 絡 先		
所 属			氏 名				電 話					

(注) 上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この調書作成の日までの分を概算したものです。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内と地方税法第19条の4に規定する期間とのいずれか早く経過する期間内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別 紙

処 分 理 由

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

- 一 この調書は、国税徴収法第54条に規定する不動産、船舶、航空機、自動車及び建設機械並びに無体財産権等の差押の場合に使用する。
- 二 「差押財産」欄には、電話加入権の場合は、差押財産の名称、数量、性質、所在等に代えて、局番、電話番号、電話機の設置場所を記載すること。

三 差押調書謄本又は差押書の受領欄及び差押通知書受領欄は、郵便で送達した場合は記載する必要がない。

四 この調書は、差押書又は差押通知書と複写で必要枚数を調整する。

1 不動産等、第三債務者等のない無体財産権等の場合

(1) 総務部、県税事務所又は自動車税事務所用の正本

1 通

(2) 登記(録)嘱託用の謄本

2 通 (自動車の場合は1通)

(3) 差押書

1 通

2 電話加入権の場合

(1) 総務部、県税事務所又は自動車税事務所用の正本

1 通

(2) 滞納者に交付する謄本

1 通

(3) 差押通知書

2 通

3 電話加入権以外の第三債務者等のある無体財産権等の場合

(1) 総務部、県税事務所又は自動車税事務所の正本

1 通

(2) 滞納者に交付する謄本

1 通

(3) 登記(録)嘱託用謄本

2 通

(4) 差押通知書

1 通

五 別紙「処分理由」欄は、個々の事案ごとに具体的な事実関係に基づく処分理由を記載する。

第九号様式を次のように改める。

第 9 号様式 (第 2 条関係)

差 押 動 産 等 保 管 簿

(保管場所)

調書 番号	財産 番号	保 管 財 産			滞 納 者		搬 出		売却 年月 日	引 渡	
		名 称	性 質	数 量	住 所	氏 名	年 月 日	担 当 者 印		年 月 日	受 領 者 名 署
							
							
							
							
							
							
							
							

(調理要項)

- 一 この帳簿は、国税徴収法施行令第23条第2項の規定により、保管動産等の出納に使用する。
- 二 「財産番号」欄は、保管場所ごとに便宜一連番号とする。
- 三 「引渡」欄は、差押解除により滞納者若しくは、差押時に占有していた第三者、無加差押をした行政機関等及び滞納処分と強制執行等の手続の調整に関する法律第5条の規定に基き執行吏にそれぞれ差押動産等を引渡す場合、売却により買受人に差押動産等を引渡す場合又は同法第10条第2項の規定により強制執行続行の決定があつて執行吏に差押動産を引渡す場合に使用する。欄中「事由」欄には、以上の旨の事由を記載する。
- 四 この帳簿は、保管場所ごとに別冊とする。

第十六号様式を次のように改める。

第 16 号様式（第 2 条関係）

		番号	
債権証券取上調書			
		年 月 日	
総 務 部 県 税 事 務 所 自 動 車 税 事 務 所 三重県徴税吏員 三重県職員			
⑩			
滞納処分上必要があるので、下記書類を取り上げます。			
滞納者	住（居）所		
	氏 名		
取上証書 上げた	証書の名称等	差押財産	
取上調書を受領しました。 年 月 日 立会人（ ）			
取上調書謄本（処分を受けた者あて）を受領しました。 年 月 日 （ ）			

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過し

た後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(調理要領)

- 一 この調書は、国税徴収法第65条（同法第73条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、債権に関する証書等を取り上げた場合に、同法施行令第28条第1項の規定により作成する。ただし、同施行令第28条第2項の規定により、上記の証書等の取上げに際し、差押調書又は搜索調書を作成するときは、これらの調書に取り上げた証書等の名称その他必要な事項を附記することにより取上調書の作成に代えることができることに留意する。
- 二 差押前に証書等を取り上げた場合には、「取り上げた証書」欄の「差押財産」欄に記載することを要しない。
- 三 「取上調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、処分を受けた者と立会人の続柄又は関係を記載する。
- 四 「取上調書謄本（処分を受けた者あて）を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、処分を受けた者と謄本を受領した者との続柄又は関係を記載する。

第十八号様式中「㊦」を削る。

第十九号様式及び第二十号様式を次のように改める。

第 19 号様式 (第 2 条関係)

		番号	
自動車等占有調書			
年 月 日			
三重県総務部 徴税吏員 三重県 事務所 徴税吏員			
Ⓜ			
下記のとおり差し押さえた自動車（建設機械）を占有します。			
滞 納 者	住（居）所		
	氏 名		
占 有 財 産	(名称、数量、性質、所在等)		
	差押年月日	年	月 日
自動車等占有調書謄本を受領しました。			
年 月 日			
立会人 ()			
自動車等占有調書謄本（下記保管者宛て）を受領しました。			
年 月 日			
()			

国税徴収法第71条第5項の規定により、上記自動車等占有調書謄本記載の自動車等の保管を命じます。 (理由)	
年 月 日	
様	
三重県総務部 徴税吏員 三重県 事務所 徴税吏員	㊟
上記差押財産の保管に同意します。 年 月 日	
(第三者)	

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(調理要領)

- 一 この調書は、国税徴収法第71条第3項の規定により差押した自動車、建設機械又は小型船舶を徴税吏員が占有した場合において搜索調書を作成しなかつたときに、作成する。
- 二 「占有財産」欄は、その差押自動車、建設機械又は小型船舶に係る差押調書の記載に準じて記載する。
- 三 「自動車等占有調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、財産の保管者と立会人との続柄又は関係を記載する。
- 四 「自動車等占有調書謄本(下記保管者あて)を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には財産を保管する者と謄本の受領者との続柄又は関係を記載する。
- 五 占有した自動車、建設機械又は小型船舶を、契約によりその財産を占有する第三者に保管させる場合においては、下部欄外に「上記財産は通知があるまで無償で保管します。」と記載して保管者の署名(記名を含む。)を求める。
- 六 保管を命ずる欄の余白に、保管命令を行った理由を記載する。ただし、保管者が第三者の場合で同意が得られたときはこの限りでない。

第 20 号様式 (第 2 条関係)

		番号		
差 押 財 産 搬 出 調 書				
年 月 日				
三重県総務部 徴税吏員 三重県 事務所 徴税吏員				
㊟				
下記のとおり差し押さえた下記財産を搬出します。				
滞 納 者	住 (居) 所			
	氏 名			
搬 出 財 産	(名称、数量、性質、所在等)			
	保管者	住 (居) 所	氏 名	
差 押 年 月 日		年 月 日		
搬出後の保管場所				
上記搬出に立ち会い差押財産搬出調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人 ()				
差押財産搬出調書謄本 (搬出を受けた者あて) を受領しました。 年 月 日 ()				

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(調理要領)

- 一 この調書は、徴税吏員が差押財産を搬出する場合に作成し、滞納者又は第三者にその謄本を交付する。
- 二 差押財産を搬出する場合において差押調書又は搜索調書を作成するときは、これらの調書に差押財産の搬出をした旨を附記して、この調書に代えることができるから留意する。
- 三 「搬出財産」欄は、その差押財産に係る差押調書の記載に準じて記載する。
- 四 「搬出後の保管場所」は、当該搬出財産が保管される場所（差押動産等保管簿に記載される場所と一致する。）を記載する。
- 五 「上記搬出に立ち会い差押財産搬出調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、財産の保管者と立会人との続柄又は関係を記載する。
- 六 「差押財産搬出調書謄本（搬出を受けた者あて）を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、財産の保管者と謄本の受領者との続柄又は関係を記載する。

第二十八号様式中「㊦」を削る。

第三十六号様式を次のように改める。

第 3 6 号様式 (第 2 条関係)

	番号	
参加差押財産引受調書		
様	年 月 日	
三重県 三重県	三重県総務部 事務所	徴税吏員 徴税吏員
㊟		
下記のとおり参加差押財産の引渡しを受けます。		
滞納者	住(居)所	
	氏名	
引け渡した財産を受	参加差押年月日	年 月 日
	参加差押財産引受調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人 ()	
参加差押財産引受調書謄本(下記保管者あて)を受領しました。 年 月 日 保管者 ()		
国税徴収法施行令第40条第2項の規定により、上記参加差押財産引受調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;">様</div> <div style="text-align: center;">三重県 三重県</div> <div style="text-align: center;">三重県総務部 事務所</div> <div style="text-align: center;">徴税吏員 徴税吏員</div> <div style="text-align: right;">㊟</div>		

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに

訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(調理要領)

- 一 この調書は、国税徴収法施行令第40条第1項の規定により参加差押に係る差押動産等の引渡しを受けた場合に作成する。
- 二 「参加差押財産引受調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、財産の保管者と立会人との続柄又は関係を記載する。
- 三 「参加差押財産引受調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、財産の保管者と謄本受領者との続柄又は関係を記載する。
- 四 引渡しを受けた動産等を契約によりその財産を占有する第三者に保管させる場合においては、下部欄外に「上記財産は通知があるまで無償で保管します。」と記載して保管者の署名（記名を含む。）を求める。
- 五 保管を命ずる欄の余白に、保管命令を行った理由を記載する。ただし、保管者が第三者の場合で同意が得られたときはこの限りでない。

第四十号様式中「㊟」を削り、「署名（記名を含む。）押印」を「署名（記名を含む。）」に改める。

第五十号様式、第五十一号様式、第五十六号様式及び第五十八号様式中「㊟」を削る。

第六十二号様式を次のように改める。

第 6 2 号様式 (第 2 条関係)

										番号	
捜 索 調 書											
年 月 日											
三重県総務部 徴税吏員 三重県 事務所 徴税吏員											
⑩											
滞納処分のため、下記のとおり検索したから、国税徴収法第146条第1項の規定によりこの調書を作ります。											
滞納者	住(居)所										
	氏名										
滞納金額	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費			計
				・	円	円	円	円	円	円	円
				・							
				・							
				・							
				・							
計											
検索した場所又は物		(名称、所在等)									
検索した日時		年 月 日			午後 前後		時 分から 時 分まで				
備考											
上記の検索に立会い検索調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人 ()											
検索調書謄本 (検索を受けた者あて) を受領しました。 年 月 日 ()											

国税徴収法第71条第5項の規定により、上記検索調書謄本記載の財産の保管を命 じます。 (理由)	
年 月 日 様	三重県総務部 徴税吏員 三重県 事務所 徴税吏員
④	
上記差押財産の保管に同意します。 年 月 日 (第三者)	

(注) 上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この調書作成の日までの分を概算したものです。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(調理要領)

- 一 この調書は、国税徴収法第146条第1項の規定により同法第142条第1項又は第2項の規定に基き搜索をした場合に作成する。差押調書を作成した場合には、作成することを要しない。
- 二 差し押えた自動車等を同法第71条第3項の規定により占有する場合又は差し押えた動産、有価証券、自動車、建設機械又は小型船舶を搬出する場合若しくは債権証券等を取り上げる場合に使用するとき、「滞納金額」の欄を国税徴収法施行令第52条第1項ただし書の規定により記載を要しない。
- 三 「搜索した場所又は物」欄には、搜索した物又は住居その他の場所の名称その他必要な事項を記載するが、同法第142条第2項の規定により第三者の物又は住居その他の場所を搜索した場合には、その第三者の氏名及び住(居)所も併記する。
- 四 「備考」欄には、二の場合に「下記財産を占有しました。」又は「下記財産を搬出しました。」という文言を記載し、その下に当該財産の名称、数量、性質及び所在を記載する。
- 五 「上記搜索調書謄本記載の財産の保管を命じます。」の文言のある欄は、自動車等を占有し、滞納者又は第三者に保管させる場合に使用し、余白に保管命令を行った「理由」を記載する。ただし、第三者の同意を得て保管を命じる場合は、「理由」の記載は必要ない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている請求書等は、改正後の三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則に基づいて提出されている請求書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年四月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四百号

三重県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県産業廃棄物税条例施行規則（平成十三年三重県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県産業廃棄物税条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申出書等は、改正後の三重県産業廃棄物税条例施行規則に基づいて提出されている申出書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年四月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四百五号

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則（平成二十七年三重県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式の二までの規定中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則に基づいて提出されている申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 294 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県ふるさと応援寄附金の収納事務を次のとおり委託しました。

なお、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定による寄附金の収納事務の委託（令和 2 年三重県告示第 195 号）及び地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定による寄附金の収納事務の委託（令和 3 年三重県告示第 30 号）は、令和 3 年 3 月 31 日限り、廃止します。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 委託先

大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A

株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和彦

東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー

株式会社メルカリ 代表取締役 山田 進太郎

東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー

株式会社メルペイ 代表取締役 青柳 直樹

2 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 295 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
門脇 潤	かどわき接骨院	いなべ市大安町南金井 1227-1	令和 3 年 3 月 26 日
安藤 航平	鍼灸・マッサージ院 ケアアップ響	鈴鹿市自由ヶ丘 4 丁目 7 番 21 号	令和 3 年 1 月 1 日
中村 佳祐	まはろ在宅鍼灸マッサージ院	津市白塚町 1064-1	令和 3 年 3 月 1 日

三重県告示第 296 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
金 相根	A S S A 白子鍼灸接骨院	鈴鹿市白子町 2926 パレ ンティアー 105	施術者氏名：金原 正幸	令和 2 年 7 月 29 日

三重県告示第 297 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
門脇 潤	かどわき接骨院	いなべ市大安町南金井 1227-1	令和 3 年 3 月 26 日
安藤 航平	鍼灸・マッサージ院 ケアアップ響	鈴鹿市自由ヶ丘 4 丁目 7 番 21 号	令和 3 年 1 月 1 日

中村 佳祐	まはろ在宅鍼灸マッサージ院	津市白塚町 1064-1	令和3年3月1日
-------	---------------	--------------	----------

三重県告示第 298 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
金 相根	A S S A 白子鍼灸接骨院	鈴鹿市白子町 2926 パレンティーア 105	施術者氏名：金原 正幸	令和 2 年 7 月 29 日

三重県告示第 299 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	山 本 彩 人	心臓機能障害
社会医療法人 畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	生 駒 興 平	心臓機能障害 じん臓機能障害
宇治眼科	四日市市高角町 1556-1	宇 治 彰 人	視覚障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	福 間 智 之	心臓機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	中 条 慎 一 郎	視覚障害

三重県告示第 300 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名
松阪市民病院	松阪市殿町 1550 番地	村 瀬 元 昭
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	倉 石 慶 太
社会医療法人 畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	中 森 康 浩
三重県立一志病院	津市白山町南家城 616	四 方 哲
医療法人 富田浜病院	四日市市富田浜町 26 番 14 号	林 正 修

三重県告示第 301 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男女	令和3年5月10日(月)まで	令和3年5月16日(日)	令和4年3月下旬から同年4月上旬まで *上記の他に設定する場合があります。

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の男女(32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者に限る。)。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

三重県告示第 302 号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をしましたので、同条第6項の規定により公示します。

令和3年4月30日

三重県知事 鈴木英敬

1 登録年月日及び登録番号

令和3年4月1日 第76号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
合同会社みなみ農園	代表社員 南 友照	伊賀市一之宮 359 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物(玄米)

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
南 友照	玄米	K242017579

三重県告示第 303 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 6 月 18 日 第 17 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重北農業協同組合	代表理事組合長 門脇 孝	四日市市浜田町 4 番 20 号

3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
水野 誠	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2417355
小寺 俊行	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2419400

三重県告示第 304 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 8 月 15 日 第 16 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
みえなか農業協同組合	代表理事組合長 前田 孝幸	松阪市豊原町 1043 番地の 1

3 変更内容

(1) 名称の変更

みえなか農業協同組合

(2) 主たる事務所の所在地の変更

松阪市豊原町 1043 番地の 1

(3) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
深谷 大輔	もみ、玄米、精米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2423250

(4) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
池田 浩久	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2413210
名越 章人	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2413211
長谷川 直之	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2414212
中井 隆之	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2415213
大西 好一	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2415214
豊島 勇	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2415215
河野 将也	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2415216

倉田 健太	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2416217
林 哲也	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2417218
川口 招伯	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2419219
永下山 順一	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2419220
越智 誠一	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2420221
藤川 満夫	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2420222
田中 慎也	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2421223
甚野 充範	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2423224
脇田 明典	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2424225
伊藤 正樹	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2425227
横井 智哉	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K2429104
丸山 裕	もみ、玄米、小麦、裸麦、大麦、大豆	K242018510
山本 光治	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2413174
西川 幸二	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2414175
深田 明秀	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2414176
永田 豊	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2414178
坂口 誉之	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2414179
田中 重良	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2414180
齋藤 賢二	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2414181
田中 崇	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2414182
橋本 耕一	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2414183
吉田 正彦	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2415187
堀井 裕志	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2415189
山口 浩明	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2415190
佐藤 智章	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2415191
増田 善宏	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2416192
橋爪 正和	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2416193
山本 貴秀	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2416194
西田 直也	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2417196
岡 直人	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2418197
溝口 佳広	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2419198
松本 案理	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2419199
福井 哲生	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2420200
横井 淳也	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2420201
前川 光弘	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2421202
奥村 能也	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2423203
千原 克哉	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2423204
坂本 泰司	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2424205
大谷 拓嗣	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2425206
宮下 智行	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2426208
鈴木 昭文	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429333
濱口 祥	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2430441
林 慶次	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242019519
鈴木 絵美	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242019520
黒宮 万穂	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242019521

三重県告示第 305 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定ですので、同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所
津市榑原町字奥山 4183 の 40、4183 の 41
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

三重県告示第 306 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 307 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 308 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施行者の名称

津市

2 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業

流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

3 事業施行期間

昭和 49 年 3 月 26 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和49年三重県告示第201号、昭和54年三重県告示第155号、昭和58年三重県告示第107号、昭和58年三重県告示第525号、昭和61年三重県告示第283号、昭和62年三重県告示第609号、昭和63年三重県告示第142号、昭和63年三重県告示第173号、昭和63年三重県告示第400号、平成2年三重県告示第323号、平成2年三重県告示第472号、平成4年三重県告示第584号、平成5年三重県告示第504号、平成7年三重県告示第43号、平成7年三重県告示第405号、平成8年三重県告示第378号、平成10年三重県告示第175号、平成11年三重県告示第118号、平成11年三重県告示第146号、平成11年三重県告示第453号、平成13年三重県告示第48号、平成13年三重県告示第127号、平成13年三重県告示第424号、平成16年三重県告示第8号、平成16年三重県告示第209号、平成16年三重県告示第1012号、平成17年三重県告示第47号、平成17年三重県告示第297号、平成19年三重県告示第211号、平成22年三重県告示第166号、平成23年三重県告示第681号、平成26年三重県告示第210号、平成27年三重県告示第536号、平成30年三重県告示第255号及び令和2年三重県告示第191号の事業地のうち、津市藤方字中堰東において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

議 会 訓 令

三重県議会訓令第 3 号

三重県議会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

三重県議会公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県議会公文書管理規程（令和 2 年三重県議会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書の浄書)</p> <p>第22条 文書の浄書は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公印を押印して発送する文書の浄書が完了したときは、原議書と校合し、<u>校合した者が所定の欄に押印若しくは署名し、又は総合文書管理システムに校合したことを入力する。</u></p>	<p>(文書の浄書)</p> <p>第22条 文書の浄書は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公印を押印して発送する文書の浄書が完了したときは、原議書と校合し、<u>所定の欄に校合した者が押印又は署名する。</u></p>

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に利用されている総合文書管理システムにより行う文書の浄書については、なお従前の例による。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定による令和 3 年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 試験の日時

令和 3 年 8 月 8 日（日）午後 1 時から午後 3 時まで
- 2 試験の場所

津市北河路町 19-1
津市産業・スポーツセンター メッセウイング・みえ
- 3 試験の種類
 - (1) 一般毒物劇物取扱者試験
 - (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
 - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 4 試験科目
 - (1) 学科試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「規則」といいます。）別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第 2 に掲げる劇物に限ります。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - (2) 実地試験（筆記により実施します。）

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第 2 に掲げる劇物に限ります。）の識別及び取扱方法
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験申込書 正本及び副本各 1 部 計 2 部
 - イ 写真 1 枚（申込前 6 月以内に写した無帽正面、上半身像のものであつて、縦 4.5 c m、横 3.5 c mのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
 - (2) 申込用紙の交付
 - ア 窓口交付期間

令和 3 年 5 月 24 日（月）から同年 6 月 11 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

イ 交付場所

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）又は三重県医療保健部薬務課

ウ その他

インターネットによる入手も可能です。三重県ホームページ (<https://www.pref.mie.lg.jp/>) に掲載する毒物劇物取扱者試験のお知らせから、添付ファイルをダウンロードしてください。

(3) 受験申込書の提出先

ア 県内居住者

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）

イ 県外居住者

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）又は三重県医療保健部薬務課

(4) 受験申込書の受付期間

令和3年6月7日（月）から同月11日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

なお、郵送の場合は、令和3年6月11日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(5) 受験手数料

10,500円の三重県収入証紙を受験申込書（正本）に貼り付けてください。

なお、受験申込書提出後は返金しません。

6 合格発表

令和3年9月3日（金）午前10時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関及び各保健所（四日市市保健所を含みます。）に掲示します。また、当日中に三重県ホームページ (<https://www.pref.mie.lg.jp/>) にも掲載します。

また、県外居住者にあつては、直接受験者に合格者受験番号一覧を通知します。

なお、電話及び電子メールによる照会には応じませんが、合格者には合格証を郵送します。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和3年4月30日

三重県知事 鈴木英敬

伊勢北部土地改良区（伊勢市有滝町2638番地）

退任理事

伊勢市植山町62番地

〃 〃 38番地2

〃 西豊浜町1530番地

〃 〃 1893番地

〃 〃 3681番地2

〃 有滝町261番地

〃 〃 2027番地

〃 〃 2083番地1

〃 東豊浜町4548番地

〃 〃 1517番地

〃 〃 3593番地

〃 〃 1008番地

杉浦孝雄

鈴木規仁

梶野嘉彦

中西稔

佐々木源武

廣山久吉

宮本伸二

天白和弘

中村豊治

南端泰

北村興正

豊田敏

退任監事

伊勢市有滝町252番地2

〃 植山町74番地1

中西甚左エ門

角谷行洋

就任理事

伊勢市植山町62番地

〃 〃 38番地2

〃 西豊浜町1530番地

〃 〃 1893番地

〃 〃 3655番地1

杉浦孝雄

鈴木規仁

梶野嘉彦

中西稔

野呂泰彰

伊勢市有滝町 2027 番地	宮 本 伸 二
" " 2083 番地 1	天 白 和 弘
" " 1848 番地 1	中 村 宏
" 東豊浜町 1521 番地 2	中 西 与志嗣
" " 1414 番地	中 村 勇 人
" " 1107 番地	中世古 隆
就任監事	
伊勢市有滝町 252 番地 2	中西 甚左エ門
" 植山町 74 番地 1	角 谷 行 洋
" 有滝町 239 番地 2	中 西 茂

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

漕代土地改良区（松阪市早馬瀬町 86 番地 2）

退任理事

松阪市高木町 306 番地	中 西 志 朗
" " 314 番地	中 西 幸 雄
" " 286 番地	山 中 匠
" 稲木町 690 番地	池 田 雅 彦
" " 1132 番地	加 納 弘 睦
" " 1366 番地	阪 井 信 夫
多気郡明和町竹川 764 番地	副 田 慶 博
松阪市早馬瀬町 248 番地	青 木 俊 文
" " 277 番地	西 村 典 剛
" 目田町 116 番地	田 所 満
" " 331 番地	前 田 勇
" 伊勢場町 220 番地	松 田 政 見
" " 299 番地 1	松 田 哲 一
" 横地町 438 番地 1	橋 俊 行
" " 479 番地	中 西 操
" 法田町 431 番地	鈴 木 博 文
" " 502 番地	西 田 清 一

退任監事

松阪市高木町 32 番地	田 中 尚 則
" 目田町 168 番地 1	池 田 直 実
" 法田町 423 番地	鈴 川 宗 男

就任理事

松阪市高木町 364 番地	澤 和 代
" " 31 番地	山 路 初
" " 286 番地	山 中 匠
" 稲木町 657 番地	岡 村 哲 行
" " 1132 番地	加 納 弘 睦
" " 1354 番地	阪 井 孝
多気郡明和町竹川 750 番地	北 岡 六 夫
松阪市早馬瀬町 277 番地	西 村 典 剛
" " 275 番地	三 浦 修 一
" 目田町 119 番地	田 所 馨
" " 111 番地	芳 賀 英 穂

松阪市伊勢場町 313 番地	中 島 登
” ” 200 番地	西 出 明
” 横地町 449 番地 1	伊 藤 哲 夫
” ” 464 番地	中 村 貞 夫
” 法田町 496 番地	鈴 木 清 行
” ” 205 番地	村 林 嘉 郎

就任監事

松阪市高木町 306 番地	中 西 志 朗
” 稲木町 1152 番地 2	青 木 一 典
” 伊勢場町 220 番地	松 田 政 見

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

町屋川沿岸土地改良区（桑名市大字大貝須 34 番地）

退任理事

三重郡川越町大字亀崎新田 10 番地 6	小 澤 昭 三
” ” 大字亀尾新田 111 番地 2	太 田 一 榮

就任理事

三重郡川越町大字亀尾新田 12 番地 1	小 澤 喜七郎
” ” 大字亀須新田 470 番地	牧 野 佐 俊

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

明和土地改良区（多気郡明和町大字大淀 595 番地）

退任理事

多気郡明和町大字大淀甲 2556 番地	西 口 貞 美
” ” 大字山大淀 3205 番地	鈴 木 良 一
” ” 大字大淀 411 番地	世古口 和 也
” ” 大字馬之上 142 番地 5	南 野 光 輝
” ” 大字佐田 657 番地 3	杉 山 淳
” ” 大字馬之上 321 番地	辻 忠 克
” ” 大字川尻 780 番地	中 西 義 憲
” ” 大字志貴 1131 番地	小 林 邦 久
” ” 大字南藤原 600 番地	鈴 木 宏 幸
” ” 大字北藤原 777 番地	山 中 孝 文
” ” 大字八木戸 286 番地	中 川 英 利
” ” 大字根倉 384 番地	伊 藤 榮
” ” 大字岩内 146 番地	児 島 吉 男
” ” 大字上村 738 番地	北 山 恭 平
” ” 大字竹川 218 番地 1	辻 孝
” ” 大字斎宮 2315 番地	吉 田 均
” ” 大字斎宮 940 番地	東 山 薫
” ” 大字有爾中 123 番地	中 山 晃 一
” ” 大字明星 1711 番地 1	大 川 浩
” ” 大字平尾 179 番地 1	宮 本 勲
” ” 大字上野 565 番地 1	田 中 宣 生

多気郡明和町大字叢村 212 番地 2	東 谷 和 明
退任監事	
多気郡明和町大字大淀乙 637 番地 2	大 山 寛
" " 大字池村 539 番地 1	渡 邊 裕
" " 大字明星 1199 番地 25	長 岡 孝
就任理事	
多気郡明和町大字山大淀 3205 番地	鈴 木 良 一
" " 大字大淀乙 728 番地 1	田 端 保 正
" " 大字大淀甲 2590 番地	土 屋 覚
" " 大字馬之上 142 番地 5	南 野 光 輝
" " " 321 番地	辻 忠 克
" " 大字佐田 1370 番地	寺 前 和 彦
" " 大字川尻 780 番地	中 西 義 憲
" " 大字志貴 1131 番地	小 林 邦 久
" " 大字八木戸 286 番地	中 川 英 利
" " 大字上村 738 番地	北 山 恭 平
" " 大字竹川 218 番地 1	辻 孝
" " 大字斎宮 1086 番地	橋 本 久 雄
" " 大字明星 1711 番地 1	大 川 浩
" " 大字斎宮 1759 番地 3	山 岡 剛
" " 大字明星 524 番地	西 尾 輝 幸
就任監事	
多気郡明和町大字中海 53 番地	西 場 松 男
" " 大字中村 705 番地	西 口 和 之
" " 大字坂本 1258 番地 85	池 山 昭

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、須賀井土地改良区（松阪市嬉野権現前町 423 番地 2）の定款の変更を認可しました。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、町屋川沿岸土地改良区（桑名市大字大貝須 34 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、員弁川用水第三土地改良区（桑名市大字桑部 708 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、片野土地改良区（多気郡多気町片野 1250 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 3 年 3 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）
- 2 作業地域
三重県全域

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏名	住所		道路番号	幅員 (m)	延長 (m)
令和 3 年 4 月 20 日	有限会社豊国 代表取締役 下田 硬 範	志摩市阿児町 鶴方 4068 番地 2	志摩市阿児町鶴 方字川向井 3224- 1	A B	6.0 5.0	67.4 30.5

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 3 年 4 月 14 日	伊勢市藤里町字衛門次田 490 ほか 4 筆及び字久三丸 496 ほか 18 筆	松阪市射和町 430 イズミ商事有限会社 代表取締役 林 大 志
令和 3 年 4 月 15 日	三重郡川越町大字豊田字北川原 796-1	愛知県一宮市東出町 7-1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江 崙 光 彦
令和 3 年 4 月 16 日	伊勢市御薮町高向字的場 2107-1 ほか 4 筆	松阪市小片野町 738-1 株式会社ランド企画 代表取締役 武 田 貢
令和 3 年 4 月 16 日	いなべ市大安町梅戸字鶴沢 1400-40 ほか 9 筆ほか	いなべ市北勢町西貝野 45-5 株式会社アムール 代表取締役 田 尻 敏 也
令和 3 年 4 月 16 日	三重郡菰野町大字川北字新明 2915-1	三重郡菰野町大字下村 194 前 川 拓 人 三重郡菰野町大字下村 194 前 川 圭

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 4 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 案件名
三重県地方卸売市場卸売場棟東側折版屋根用断熱材除去工事
 - (2) 案件の特質等
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

- (3) 履行期間
契約締結日から令和4年2月25日(金)まで
 - (4) 履行場所
三重県地方卸売市場 卸売場棟(三重県松阪市小津町800番地)
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、「建築一式工事」の一般建設業又は特定建設業の許可を受けた建設業者であること。
オ 単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成17年度以降に完成し、かつ、引渡し済んでいる本工事と同種工事の施工実績を入札時において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、「建築一式工事(1件1,500万円以上)の施工実績を有する者」をいいます。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年5月17日(月)15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(6)までの書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 企業要件(施工実績)届出書(様式第2-1号)
※ 記載した内容が確認できるコリンズの登録内容確認書(竣工登録されたもの)の写し等を添付してください。登録内容確認書(竣工登録されたもの)がない場合(簡易コリンズの場合も含まれます。)は、施工実績を確認できる契約書(変更契約を含みます。)、仕様書及び完成認定書又は完成認定書に類する書類の写しを添付してください。
 - (3) 2(2)エを証明する書類
 - (4) 工事費内訳書
 - (5) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (6) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 名倉

電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部農産物安全・流通課市場班 担当 北村

電話 059-224-2497 ファクシミリ 059-223-1120

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和3年6月14日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年5月28日（金）15時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年6月14日（月）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年6月14日（月）15時

なお、入札書は令和3年6月7日（月）から同月14日（月）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班

案件名 三重県地方卸売市場卸売場棟東側折版屋根用断熱材除去工事

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和3年6月14日（月）15時10分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約

保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Removal of insulation from the ceiling on the east side of the wholesale area building of the Mie regional wholesale market

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, June 14, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, June 7, 2021 and 3:00 P.M. on Monday, June 14, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Monday, June 14, 2021.

(4) Managing Authority :

Agricultural Products Safety and Distribution Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL: 059-224-2497

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和3年4月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 三重県総合税システム維持管理業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市栄町一丁目 891 番地 吉田山会館 2 階
三重県総務部税務企画課電算班 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和3年3月31日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 三重県津市羽所町 700 番地
富士通株式会社三重支店 支店長 田島 邦彦 |
| 5 | 契 約 金 額 | 82,038,000 円 (うち消費税及び地方消費税 7,458,000 円) |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第 372 号) 第 11 条第 1 項第 1 号に該当 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年三重県規則第 84 号) 第 12 条の規定により公告します。

令和3年4月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 三重県情報ネットワークにおけるインターネットデータセンターの使用 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市広明町 13 番地
三重県デジタル社会推進局スマート改革推進課 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和3年3月29日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 三重県津市あかつ台四丁目 7 番地 1
株式会社ケーブルコモンネット三重
代表取締役 田村 欣也 |
| 5 | 契 約 金 額 | 54,014,400 円 (うち消費税及び地方消費税 4,910,400 円) |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第 372 号) 第 11 条第 1 項第 2 号に該当 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
